

会議録(概要)

会議の名称	令和6年度第2回佐渡市人権教育・啓発推進計画策定懇談会
開催日時	令和6年10月28日(月) 午後1時30分～午後3時00分
場所	金井コミュニティセンター 2階 大会議室
議事	(1)「第4次佐渡市人権教育・啓発推進計画」策定について (2) その他
会議の公開・非公開 (非公開とした場合は、その理由)	公開
出席者	委 員：8名 事務局：市 民 課 課 長 計良 好昭 人権啓発係 係長 小田 麻美 主事 備家 悠一郎
傍聴者	なし
会議資料	・第4次佐渡市人権教育・啓発推進計画書(素案) ・資料 No. 1 ・資料 No. 2 ・第4次人権教育・啓発推進計画(素案)に対する意見書(提出用)
備考	

会議の概要（発言の要旨）

発言者	議題・発言・結果等
事務局(小田)	(開会)
計良課長	(あいさつ)
事務局(小田)	(座長選出)
座長	それでは議事にあります通り、第4次佐渡市人権教育・啓発推進計画の策定について、素案の検討について事務局のほうから説明をお願いします。
事務局(小田)	第4次人権教育・啓発推進計画の素案についてご説明いたします。 資料 No. 1 をご覧ください。第3次計画からの大きな変更点として、分野別人権施策の推進について、具体的な個別事業の詳細の掲載を廃止し、今後の取組方向性や大まかな施策、主管部署の記載にしました。 5年間の計画に対し、個別事業は、年度ごとに見直し、事業廃止や新たな事業追加も想定されることから、基本計画上は大まかな施策の方向性にとどめ、個別の事業は別途進捗管理を実施することに見直しをしました。 この変更に伴い、計画に記載する目標、指標、個別事業ごとに進捗目標から分野ごとに代表的な指標を抽出し設定する方法に変更します。個別事業の進捗を計画の評価指標とするのではなく、事業を実施した結果、市民の意識や統計指標がどう変化したかを評価することとします。分野別人権施策の推進の現状の課題や、今後の推進方針の記載を中心に、課題と今後の方針について分けて記載することとしました。第3次計画では、課題と今後の取組の記載が混在しているため、何が課題で何をどうすべきか、そのために何をするのかを明確に分けて記載し、分かりやすく表示するようにしました。 次に、資料 No. 1 の裏面、具体的な計画内容として、第1章、計画の概要について、表題を「計画策定にあたって」から「計画の概要」に変更しました。項目及び記載内容の整理、計画体系図を追加しました。 第2章、佐渡市の人権をめぐる現状につきましては、最新の市民意識調査の結果に更新をしました。 以上で第1章第2章までの簡単ですが説明を終わります。
座長	全体的な部分と、主に第1章、第2章についての構成について、事前に送られてきています素案と、それとあわせて、変更点の確認

	ですとか、内容等を含めて何か気づきの点またご質問等ありましたらお願いいたします。
C委員	第3章と第4章と分けると、例えば女性、子どもの人権、各分野ごと、分かれてですね、3章から4章、4章からまた3章へ戻ってこないといけないのでは人権の基本方針と言われたときに、最初の重点目標の分野の課題がなんだったのか、戻って見ないといけない。例えば3章と4章と一緒に、例えば女性の人権という項目に重点目標や分野別の課題、基本方針、今後の取組、これの一つにすることはできないですか。不自由さがあります。 それから分野別の課題で、例えば（1）女性の人権で、そこに書いてあることと第4章女性の人権に重なる部分がありますよね。もし一緒にするなら整理したほうがいいです。
座長	大まかな順番というか、まとめ方が3章と4章を一つにして、課題、今後の方向性みたいな、形に分野ごとに、一つの章の中に入れたほうがいいという意見でありました。
計良課長	第4章分野別施策のところにも課題っていうことが出てくるから、第3章の分野別の課題、タイトルとかぶるから全部まとめたほうがいいのではないかとというご意見ですかね。もっと言うと3章と4章を一つにして、目標、課題、施策というのを一括りにしたほうがいいのではないかとということでしょうか。
C委員	前に戻って調べるのに手間がかかるので、そうしたらどうでしょうか。
座長	前はまとまっていたんでしょうか。
計良課長	前回も基本的には章立てとすれば同じ形ですね。第3章で、重点目標と分野別の課題を挙げて、第4章ではそれぞれ子どもとか同和問題とか分野別のどういう取組をすれば、となっていますが、そこにまた個別の課題をピックアップして表記しています。
座長	C委員がおっしゃったことも、確かに見やすいと言えば見やすいなとお話聞いてはみたけど、分けるという部分は多分何か意図があるのかなと思うのですが、その辺り事務局の方で何かお考えありますか。
計良課長	先ほどC委員が言われたのも、そういうふうにご意見頂ければそうかなと。一応基本理念掲げて市としての目標、その目標を立てるに当たっての背景というか、なぜその目標を立てたかという部分の導入部分で、10項目以上の分野別の人権問題に関する課題を総括した形で、そちらのほうが、あとの個別の分野のほうを読んだときに、見ていたときに分かりやすいのでは、ということでこういう構成していたと思います。今回、それよりもいっそのこと全部まとめて、すぐにその分野別で、目標と課題、どういう取組をするか施

	策、というふうに、まとめたほうが分かりやすいのではないかと いうことで、今日の委員の皆様それぞれお感じになっていることをご 意見いただければ、事務局のほうでも検討してまいります。ほかの 委員の皆様、いかがでしょうか。
座長	例えば「女性の人権」であれば、「女性の人権」で最初から最後 まで、ワンセットになって、それが分野ごとにまとめられていたほ うが分かりやすいのか。それとも縦でまとめたほうがいいのか、横 で終わりにしたほうがいいのか。いかがでしょうか。
B 委員	私はそんなにこだわってないんですが、第3次の計画がこういう 体系だったので、それでいいのかな。第3章では、現状を捉えて現 状と課題を捉えて、こういう課題があるんですよ。そして第4章で は具体的な施策としてこういった取組をしますよ、という形で。要 するに現状を捉える章と、施策、制度を推進していく章と分けてあ っても別に、差し支えないのかなと私は思います。
事務局(備家)	もし意見がなければ、事務局からあくまで参考程度ですが、男女 共同参画計画のほうの策定も今進めています、男女のほうは、石 崎委員がおっしゃったとおり、各章ごとに課題を出し、そこから何 をしますという形にしていますし、他の自治体にもそういうのスタイ ルもあります。なので、今ここでどちらにするというのは最終的に は、持ち帰りさしていただくことになるかもしれませんが、せっか くの計画なので、いろんな方に見ていただいて理解していただきた いっていうのを目的とするなら、C委員がおっしゃった見方も一つ の案なのかなと思うので、最終的にはそれで決める形がいいかなと 思います。この形しかないとかいうのはないです。
座長	新しいまとめ方の案と、従来のままの案と、両方意見出ていま すが、他にもご意見頂ければ。
F 委員	私も読み進めて、また同じことが書いてあるな、これはどうい うことかなと。現状と課題、施策ということで、そういうことなの かと理解した感じなんですけどね、やっぱりその課題の部分に施策 があったほうが分かりやすいかなと私は思います。
E 委員	前の計画と比較までしなかったんですが、私はこれでいいんじ ゃないかなと思いました。
H 委員	今のところどちらがいいか分かりませんが、言われてみれば、確 かに、重点目標があって分野別の課題があってその課題をどう施策 に生かすか、いわゆる3章と4章を一緒にしたほうがいいのかとい う感じがします。
座長	皆様のご意見を参考にさせていただいて、今結論出ないと思いま すので、次回までに検討していただいて、持ち帰っていただくとい うことでお願いします。

C 委員	重点目標は誰に対して目標とするものなのか、そして、分野によっては、あつたりなかつたりするのはどうしてでしょうか。
計良課長	現在の第3次計画で今回ご議論頂いてる、次の第4次計画も同じく、今の案では、重点目標というのが、様々な人権問題全て網羅した中で人権や差別問題への、市民の皆さんの関心度合いというのを一番の目標にしましょうと。それが、「かなり関心がある」割合。前回25%以上、全く関心がないっていう方はゼロに、と意識調査で回答を得ましょうというのを目標にしており、個別ではなく、共通の一つの重点的な目標という部分で、設定させていただいております。 個別の課題に対しての目標、それぞれ分野別の目標設定というのがありますけども、一番趣を置いているのを、広く、いろんな人権問題ありますが、それを総括というか網羅した形での関心度合いというのを、重点目標として置いています。
A 委員	こういう書き方で意味はあるのでしょうか。前回も重点目標として設定していたのでしょうか。
計良課長	前回も重点目標として関心割合として設定していました。この計画の策定に合わせて市民意識調査を5年に一度ですが、全数調査、全ての市民の方に1人ずつ回答してもらっていないので、抽出で2,000人。2,000人にアンケートを取って、25%以上。そうすると本当の実数というか人口の割合でいうと、どれくらい人権意識が浸透したかという一つの目安としてパーセンテージで設定しています。確かにC委員の言われるとおり、本当にこの目標、このパーセンテージが意味をなすのかという部分はまたご議論あろうかと思いますが。
座長	この重点目標というのは、それぞれの全体を総括する意味での重点目標、という捉え方でいいのでしょうか。
計良課長	そうですね、本当に広く捉えていると思います。重点目標に掲げているのはとにかく、人権について関心、意識を持っており、持っていないという市民は、ゼロですよというのを目指したい、いうことで目標設定されていると認識しています。
B 委員	この重点目標もそうですけど、この計画の「はじめに」の市長の言葉の真ん中あたりに、「全ての人々が尊重しあい、共に生きる社会を実現するためには、私たち一人ひとりが人権を正しく理解し、人権尊重の高い意識を持つことが大変重要」だというのが、これが計画の根本となるものですよね。であれば、次の基本的な考え方、あるいは、例えばこの計画の位置づけがあつて、特にこの重点目標でこの計画の重点を置いてやろうというのであれば、こういった数値ではなく、はじめに書いてある、市民が人権尊重の高い意識を持

	つことが重点目標であるから、単なる関心があることが上がったから、重点目標ではなくて、関心を上げることは、一つの目標であって、他にもいっぱい目標はあるんです。 ですから、こういった部分的にも重点目標というのはちょっとおかしいかな。それは一つの目的、幾つかの目標の中で、全体で、市民がこうあってほしいという目標を持って事業を展開するんですよっていうふうに、ここはしっかりと謳わないと、この計画は何のために作っているのかということになってしまうのではないかと思います。ですからこういう、それに関心があるとかないとかが重点目標、それに関心があることが一つの目標ですし、それから女性や子どもについてもそれぞれ目標を持ってるわけだから、それらをトータルして、そこにはこの計画の重点目標はこれですよ、と。市民が人権意識を高める、高まってもらうことが、重点なんだということを謳っていかないといけないのかなと思うし、重点目標は、この対象者は誰だということ市民なんです。市民に対してこうなってほしいということを書かないといけないので、そこはしっかりとしないと、この計画を何のために作っているのかが分からない感じがします。 はじめにというところが読み始めで一番大切なので、この文章は全く前回のものと同じ。何ら社会的な情勢も変化も書いていない。まだコロナがあるのかという、もっと社会情勢を見て、はじまりを書かないと、これを読んだだけでは市長はこんな考えか、と思えば、あとは読まない。こんな意識でこんなものを作っているのか、まだコロナを言っている、もっと情勢は変わっている。障害者差別解消法も変わっているし、男女共同参画も変わっているし、いろんな社会背景が5年間でガラッと変わったわけですから、そこを訴えなければ、この計画何にも意味がない。人権意識は調査をした結果何も変わってない、意識が。だから、市としては、リーダーシップをとってこういうふうにしていきたいんですよっていうことをはっきり謳わないと、計画の意味がなくなる、と私は思いました。
座長	A委員からも提案がありました。
B委員	A委員の提案を読んで、部落も大切かもしれないけど、裁判云々ということになると、旧優生保護法の裁判は7月ありましたよね。で、社会的政治的にも謝罪しました。そういったことからすると、そういった背景があって人権というのは大切なんだよというところを訴えていかないと、社会情勢を捉えてないというふうに見られます。刻々と変化している中で人権がどう変わって人権の取組が変わってきたんだということをしっかりとはじめなり方針なり重点目標な

	りに謳わないと計画は成り立っていかないんじゃないかと私は思います。
座長	もしかするとこのはじめにのところに、前回の課題あたりも、関心のなさみたいなものを、市長の部分ではありますがその辺りに触れるといいのかなあという感じも抱いたりしました。今出たご意見参考にさせていただいて修正をお願いしたいと思います。 大枠のところで、今幾つかお話が出ましたが、第1章、第2章のところを中心にまず、内容も含めて、気になった部分ですとか、ご意見等を賜ればと思いますがいかがでしょうか。
B 委員	第1章の先のところなんです、この基本的な考え方というところでは、いわゆるこの計画の基本的な方針を市として明確にしていけないと、国とかの考え方は当然そうなんです、市としての基本計画あるいは基本方針あるいは目標とか、施策の推進の方向性とかを示す必要があるのかなというふうに、策定の趣旨のところには必要かなと。 細かいところになりますけれども、ここに市の最上位計画というのがあるんですがこの最上位計画というのは総合計画のことであるなら総合計画と書かないと素人が読んで市の最上位計画って何、と思うのでやはり SDGs かなにかをベースにした、あるいは人権をベースにした計画ですよね、それからそれを佐渡市が受けて、総合計画を立てたわけですから、そこに総合計画をしっかりと謳っていないと、佐渡市の最上位計画を聞いたことない人もいると思うので、あったほうがいいかなと。 ですから（4）に計画の目標・推進の基本方針というところを、もっとしっかりと示してあげないと、計画が読めないのかなと私は思いました。 4番の計画の体系という図が、これは単なる目次の再掲かなと思うので必要かどうか。目次と同じなので、わざわざ体系的なことも必要かどうか疑問です。 皆さんのお手元のほうに資料をお配りしたんですが、人権教育啓発に関する取組についての研究調査結果が出て、それが概要としてまとめられたものが総務省のホームページにありました。見直しをかけるということで、来年2月頃に、報告書が出てそれを来年6月には法務省で取りまとめて方針を決めるというような内容のものでした。人権教育・啓発の基本的な在り方ということで、1番に、基本とすべき考え方ということで5つ挙げてあります。右側のほうに基本計画の見直しに当たっての観点ということで幾つか項目が挙げてあります。国のほうではこのような人権教育・啓発に対して見直しをかけますよということで挙がっていた調査研究結果だと思うの

	ですが、これも踏まえた中で、佐渡市の計画も立てなきゃならないかなということで、参考としてコピーをつけました。
K 委員	今のところまだ研究会報告書という段階なので、これに沿ってこうしていただくとありがたい、ということは申し上げないんですけど、非常に参考になる内容ではあると思いますので、目を通していただけるとありがたいです。
座長	では、5 ページ以降も含めていかがでしょうか。 例えば5 ページの間1 のグラフがありますが、「n =」というのは何を表しているのでしょうか。
(委員)	回答者総数です。
座長	注釈はつけなくてもいいレベルのものなののでしょうか。
計良課長	市民の方も目にすることができる計画なので、やはり座長ご指摘のとおり、これはなんだろう、というのが他の方にも出ると思うのでそれは何かしらと解説というか、注釈が必要かなと思います。
座長	3 章のところにもかかるのですが、6 ページの(2) の文章が6 行ほどあって、6 行目に「総じて20 代から40 代まで関心度合いが若干低い」と書いてあるんですけど、3 章の13 ページの上から7 行目を見ると年代が「30 代から50 代」となっていますが、これは何かずれているのか、それとも違って別にいいのか気になりました。それぞれ意味があるのか、何か整合性がとれてないのか。
事務局(小田)	分析の方法をもう一度確認します。
C 委員	5 ページのグラフで、人権が尊重されている社会だと思いますか、に対して「あまり尊重されていない」「尊重されない」という割合が20 代、30 代、40 代が高い。それなのに、「人権や差別問題にどの程度関心を持っていますか」の質問に対しての関心がない割合が30 代が多かったり。実際に社会で働いている中で、人権侵害されたりする。そういう経験から、尊重されていない。しかし関心を持っていないという割合が30 代が高いのが理解できない。20 代30 代40 代は働き盛りで、実際に社会に出て、いろいろな経験をする中で人権侵害にあったり、人権とは何かと考えさせられてあんまり尊重されていないなと考える人が多いのかなと思ったのですが。そのわりに関心を持っていない人が多いのがちょっと。
B 委員	これは業者さんのコメントで、業者が分析した項目だから、そんなに数値が違うと読むわけではないけれども、素直に読んでと思う。
座長	では、続いて3 章4 章についての説明よろしいでしょうか。
事務局(小田)	続いて、第3 章第4 章について説明いたします。

	先ほども少しご意見頂きましたが、第3章、13ページになります。重点目標については、前回の第3次計画と変更せずにそのまま記載させていただきました。 続いて2の、分野別の課題について、新潟県の基本方針を参考にするとともに、意識調査でも関心が高かった感染症に関する人権問題、性的マイノリティーに関する人権、を追加し記載順を変更しました。 第4章につきましては、29ページ以降になります。先ほどこちらでも、議題のお話に出ましたが、現状や課題に関する記載は第3章に集約して、第4章については、基本方針、今後の取組等に特化する形にさせていただきました。個別の事業の詳細の掲載をやめ、大まかな施策、所管部署の掲載にとどめ、あわせて個別事業ごとの目標から項目ごとに、代表的な指標を抽出し、目標に設定しました。 こちらに書かれてあります具体的な施策ですとか、指標については、これから各課との検討になりますので、もし何か今現在記載しているところでご意見等あれば頂けるとありがたいです。 以上で簡単ですが3章4章の説明を終わります。
C委員	誤字脱字なのですが、14ページの主な課題の「男女問わず仕事と家庭の両『方』」ですね。
座長	例えば18ページの下から8行目の「また、～」のところに、守る「ため」に。あと「ユニバーサルデザイン＊促進」のアスタリスク、これは何かどこかで説明してあるのかなと思いましたが見つけられなくて。19ページの図16のグラフの中にも「ユニバーサルデザイン＊推進」があつて。これはその記号だけを取ったほうがいいのか。
B委員	21ページも同じ。ヘイトスピーチ。
C委員	34ページの高齢者を対象とした犯罪や虐待などの防止。目次のページのところとちょっと食い違っています。
計良課長	だいぶページが違って、大変失礼しました。
C委員	34ページ上から2行目、「高齢者虐待については個別に背景・要院を」は原因の「因」ですね。 8感染症に関連する人権問題（1）基本方針の4行目、「偏見や差別意識を改称する」の「解消」が変換ミスです。
座長	障がいのある人の人権の④の障害の「害」は漢字になっています。
C委員	第3次の計画を引き継いで使ったんだと思うのですが。 人権を担当している県・人権同和センター、部落解放同盟の方から、障がいを持っている人が害になるという字を使っている。そこはひらがなに直して。でも法律とかは漢字で。

B 委員	文言でこどもの人権の「こども」の取扱い、漢字の「子ども」、ひらがなの「こども」、統一したほうがいい。変える必要があるところとないところと。
事務局(備家)	「子ども若者課」は子だけが漢字で、こども家庭庁は平仮名ですね。こども園もひらがなですね。
座長	内容に入りますが、こどもの人権のところ、15 ページですが、午前中、別の会議があつて、今子どもをめぐる人権ではないですが、自立支援協議会というのがあり、そこに子ども部会ができて、取組の一つの柱に、今よく言われるんですけど、子どもでも意思表示する権利というか、それを大事にされていて、子どもアドボカシーとか、セルフアドボカシーという言葉があるんですけど、それをきちんと支援する、そういう役割を持っている人もいるぐらいなんですけど、今後、来年度以降となってくると、もしかするとそういうのも、出てきたりするのかなという感じがして。社会福祉課の荒井さんが担当で、今後連携をとってもらって、今後の人権の中に、そういう言葉を入れたほうがいいような気がするんです。子どもの意見表明で。
B 委員	子どもの権利条約の中で、子どもの権利を守ろうということで4 つ挙げられ、生きる権利、育つ権利、守られる権利、参加する権利の4 つがあります。これを、親たちが子どもの権利を守るために、親たちがその権利を守らなくちゃならないという認識をしていこう、ということで今、運動が進められているわけです。ですから、子どもたちの権利を阻害するようなことがあったら、子どもだからそんなことしなくていいとか、そういうのではなくて、子どもの言い分とか社会参加とか、そんなことを親たちが認めてあげるといような形で、権利保護、子どもの権利保護でやっているわけなので、人権ではないんだけど、人権がベースになって4 つの権利を守ってあげようということなので、今回上がってませんけれども、子どもの人権については4 つの子どもの権利を守っていこうといような、文言があってもいいのかなとも私も思いました。
D 委員	障がい者の人権ということで、ある人が両足がないんですよ。会の仲間に入れようと思って誘ったらそんなのは知らなかった、ぜひ入りたいと言ったんですけど、事務局のほうに勧誘したらどうだと言って、行ったら断られたんだそうです。それは、なぜかという、うちの人、本人が糖尿病で両足切断したんだと。もし、障がい者の仲間になってまた外へ出ると、また、それこそ酒を飲むようになるかということで一切そういう我々のグループに入れない。本人は周りやうちの人から聞いた話では、自衛隊上がりで酒を飲んで。両足なくしたんだけど、うちの人、年金がいいから、また酒を

	飲まないようにうちで絶対酒類を隠して。両足がないから、出て歩けないんですよね。だから、人権ということになると、うちの人のほうが正しいのか、外へ出られない本人もかわいそうな気がする。その辺どうなのでしょう。
B 委員	やはりそういった差別をするっていう、障がいがあることによって、例えばグループに参加させないとか、そういったことは、人権侵害に該当することになる。そういう社会がないようにしようというのがこの計画なんですよ。
D 委員	うちの人にすれば、ごちそうを食べさせて、また酒飲んで命が短くなると、年金が終わってしまうから、少しでも長生きさせようという感じで、大事にしているという。そういう話なんですけど、そういう人もいるということで、私も会長として誘いに行ったけど、誘えなかったと。仲間に勧誘できなかったということがあるんです。
事務局(備家)	難しい話ではありますよね。その人の健康を守るための家族やその家のことというのも分かりますし、ご本人は外に出る自由があります。
D 委員	足がないから、もう車椅子でないと出れないんですよ。 だけど、我々の障がい者の中には、車椅子で、この2、3日前にも大会があったけど、そういうところへ参加する人はいるんです。 だから、これを家庭の問題とするのか、人権問題とするのか。
事務局(備家)	両方だと思いますよね。
座長	活動自体は、何とか実現してあげるという方向と、健康を守るところをどうして支援するといいのかというところは、ご家族の方に提案したり納得するような説明をすると理解していただけるのかな、どうなのかな、と。
D 委員	だから、結局誘うとなると行政のほうで行って勧誘する、親とか、家族を納得させるしかない。そういう問題もあったので。
C 委員	3章、4章と、文章が中核部分だけ取り上げられていて、佐渡の雰囲気だとかにおいだとかそういうものがなくて、例えば、障がいを持っている人がどれだけ、とかそういった前置きみたいなものがあつたほうが。すぐ中核に入っているんです。B委員の話で出た、子どもの人権の件についても、1989年子どもの人権条約の理念とかそういうものを中核に入る文章の前に載せるとか、前置きのような部分があつて、それが佐渡の現状と結びついているようなそういう文章を入れたほうが良いと読んでみて思いました。
計良課長	ありがとうございます。確かに今日お示ししている素案がコンサルが市民意識調査のデータを客観的に文言にし、整合性に矛盾がある部分もあったかと思いますが、例えば第2章のところで佐渡市

	の人権をめぐる現状というところで、アンケート、調査結果は結果で紹介しますが、C委員の言われた、もっと佐渡の中で、こういうことが起きているという地域での情報というのを、最初の背景のところに現状を記載すると、より佐渡の計画らしいというか、市民の方が見たときに、より身近に感じてもらえる、関心を持ってもらえるということでしょうか。
B 委員	3 章 4 章の分野別の課題の女性の人権のところ、13 ページから 14 ページにかけて、主な課題という 4 項目上がっています。 それを受けて、第 4 章の 29 ページ、今後の取組というところで、この 4 項目、ちょっと文言が違う部分もあるんですが、この女性の人権のところだけが違うんです、課題の表現が。今後の取組がほかのここは分野では各課題、主な課題があってその課題についてどう取り組んでいくかという今後の取組のほかの項目が同じように上がっている。女性のところだけが表現が変わってる。確認をしてください。 それと、3 次の計画と比較すると、第 4 章あたりは、ちょっと寂しいなという感じがするんですよ。やっぱり第 3 次では、その課題に対して、例えば、子どもの人権であれば、いじめや不登校の対策が課題だったり、児童虐待の防止が課題だったり、子供の居場所づくりが課題である。というところで、それぞれに対して事業はこういった事業をやります、目標は何人ですとか出たんですが、今回それが全くないもんだから、ここに最初の説明のときに、別途進捗管理を実施するということが書いてあるんですが、これを見て実際に市は何に取り組むのかなということがちょっとよく分かりにくい、と感じました。 行動計画の指針を書いてあるけれども、パーセンテージは書いてあるけれども、このパーセンテージって何をすると市民が動くのかなというのが具体的に書いてないので、現状で 80 何%、増加させるから何%にするとか、具体的に何をしてパーセンテージを上げるつもりなのって聞きたくなるような計画のような。3 次計画についてもいっぱい事業が書いてあって、直接人権に関係ないような事業まで書いてあって、ちょっと違うんじゃないかなと思って見にくかったかなと。だから、具体的な施策、課題に対する一つでもいいから、施策をあげて、ここに取り組んでいくんだというのがあったほうが、市としてはここに取り組んでいくんだな、こういうことをやっていくんだなということが分かりやすいのかなあと思った。 特に子どもの人権については、学校教育の中で人権と道徳という関係でどういったことを取り組んでいくのか。いわゆる道徳教室の公開をして、市民全体がその人権というものを考えてもらうため

	に、こういった事業をやるんだっていうようなところがあってくれ ると分かりやすいような感じがしたんですが。今までいっぱい検証 結果であるんですが、この中にも人権じゃないものもいっぱいある わけです。精査して、これは人権として取り組むべき重要な課題だ ってというようなものをピックアップして、各分野別に取上げてこう いった事業をやっていくよということを示したほうがいいかなとい うふうに思いました。
座長	4章のところに、例えば主な取組みたいな具体的な事業が少し加 わると。
B 委員	そうですね。人権では、それこそ先ほどの子どもの権利条約の 4 つの権利を大人に周知するための事業をやるのかというところ もあっていいのかなという感じがしたんです。 それと、これは細かいことなんですが 31 ページ、ここに、下の行 動計画の中で、②番、③番に、「地域子育て支援施設の充実」と か、「児童クラブ、児童館等の充実」という、これは施設ハード的 な話なのか何だかよく分からない。これを充実することによって、 市民の人権意識が変わっていくのかどうか。施設を増やすとか、児 童クラブ数を増やすとか、増やしたからって人権意識が変わるわけ じゃない。ここは何か施設を充実させる、支援施設を充実させる、 具体的な相談窓口を設けるとかっていう話になると思うんだけど、 そこまで読み取れないですよ。施設を建てるのか、というふうに 思うんです。施設を建てるのが人権につながるのっていう話にな るので、子どものところだけ、ハード的なことになっているな、 と。
座長	最後、5章の説明をお願いします。
事務局(小田)	5章について説明させていただきます。素案の 43 ページから、こ ちらについては、内容の意識調査の結果のほうは新しいものに変更 はしてありますが、内容については 3 次のもを引き続きそのまま 記載のほうはしてあります。特に大きな変更点はない状態になって います。5章に関しては簡単ですが以上で終わりますが、もしでし たら、ほかの発言されてない方に何かお気づきの点があればお伺い したいんですが。
C 委員	計画書が決まると、それぞれ関係部署にこれをやってください、 と割り当てて進展していくものなのでしょうか。
計良課長	人権に関係する部署は全ての部署が、何かしら関係はしますけれ ども、計画書の素案の 1 ページのところに計画の位置づけ、という ところで、先ほど最上位計画は、市の総合計画、そこと整合性取っ た形で今回、こちらの人権教育・啓発推進計画があり、その下に市 の関連計画、というのがあります。これはそれぞれの部署が所管し

	ている計画書になります。例えば佐渡市の障がい者計画、障がい福祉計画の中にも、合理的配慮とかそういったものを推進していきましょうということが謳われていますので、この人権の計画自体がそれぞれの個別計画を一部集約したような計画にもなるので、当然、それぞれの部署がもう既に自分たちの個別計画で実施しているものもあります。なので、それ以外で広く啓発という部分でいうと、市民の方に関心を持ってもらうための取組というのは、いろんな形で我々のところから各部署にも言います。
C 委員	行動計画に書いてあるような簡単な文章で伝わっていくものなのでしょうか。かなり大まかな感じなので。
計良課長	そこの部分を、この紙面という、A4 サイズの中にどう収めるかっていう制約的な部分もあるかと思うんですけど、やはりここには本当に障がいとか高齢者であればそれぞれの計画書がまた別にあって、そこに細かく謳われているので、人権の計画にどこまで、きちっと見えるようにという、こちらのほうで調整させていただきたいと思います。関連して、C 委員が言われた、第3章第4章、こちらのほうでいうと第4章に行動計画であつたりとか、指標、施策の方向性を書いて、課題は完全に別の章に分離したので、それが早い議論の中にあつた、あつちのページを見ないと、リンクしないとつながっていかないということなのでこの部分は見やすいように調整したいと思います。 B 委員のほうからご意見ありました、具体的にどういう事業をやるのかというのが今度、見えないなと。第3次計画だと、確かにたくさん、これは本当にどう人権問題でつながるのかというのがぱっと見分からない、というのもありましたのでそれを見やすくするとどうかなということで大分省略してしまったために今度逆に分かりにくいというご意見を頂いたので、そこら辺をバランスをとりたいと思います。 確かにこの人権教育・啓発計画、啓発部分、広く市民の方に、人権問題を知ってもらう。教育だから、それを問題をもっとより深く、勉強とか見ってもらう、理解してもらうという部分と、一方で相談支援とか、一部ハードっていう部分が出てきましたけど、やはり子どもの居場所づくり、そういった部分をしないと、結果的に子どもの何かしら虐待とか、そういった人権問題につながる可能性があるという部分で、児童館とかそういう子どもの居場所づくりのハード的なものも計画に入っていたと思うので、それが、どう関係あるんだというふうに見てしまう市民の方もいるとすればその辺をこの計画書の中でどう整理するか。教育と啓発と、相談支援、何かしら虐待につながらないような居場所づくりという部分をうまく表

	現していかないと、まずいかなというふうに今日ご意見頂く中で思いましたので事務局でできる限り調整させていただきたいと思います。
座長	課長のほうから、これまでの話も受けてのお話もお伺いしました。5章の説明もありましたが、全体を通して、皆さんのほうから何かご発言がありましたら。
B 委員	5章のところなんですが45ページ人材育成のところ、(4)マスメディア関係者への人材育成。他の1から5がある中で、ここだけなぜマスメディア関係者なのか。国の人権計画の中にマスメディアがあるのかと思うのですが、市もやるのかな、と思って。
座長	では、議事の2つ目、その他になります。
事務局(小田)	資料ナンバー2のほうにスケジュール表、前回と同じですが入れさせていただきました。本日第2回の懇談会を開催させていただきました。今日頂いた意見をもとに素案の修正のほうを行いまして、11月末に第3回の懇談会を予定しております。11月の最終週を予定しております。今後のスケジュールに関しては以上になります。 あと、資料の中に、意見書1枚入れさせていただきました。今日の懇談会の内容等、お話聞いていただいた上で追加でご意見あるようでしたら、期日までにメールもしくはファクスでお送り頂ければ、こちらのほうで検討課題にさせていただきますので、追加があるようでしたらこちらで、提出のほうお願いします。
座長	はい、以上で、本日の議事は終了となります。では、事務局のほうへお返しいたします。
事務局(小田)	以上で令和6年度第2回佐渡市人権教育啓発推進計画、懇談会を終了いたします。本日はありがとうございました。